

# 中小企業再投資促進奨励金のご案内

市内で事業を営む中小企業者の設備投資を支援します！

## 対象となる事業

◎平成28年4月1日以降に実施する下記の事業が対象となります。

- (1) 事業所の新設または増設
- (2) 償却資産の取得(※)



※償却資産の取得については、下記の条件を満たす必要があります。

業種	1年間に取得する償却資産総額
製造業・物流業・建設業	2,000万円以上 (1品の価格が100万円以上のものが対象)
卸売業・小売業およびサービス業	200万円以上 (1品の価格が30万円以上のものが対象)

## 交付対象者

◎製造業・物流業・建設業・卸売業・小売業及びサービス業のいずれかに属する**中小企業者(※)**であること。

◎市内で**5年以上**事業を営んでいること。

※**中小企業者**とは、下の表の「資本金の額または出資の総額」または「常時使用する従業員の数」のどちらかを満たす会社または個人のことをいいます。

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・物流業・建設業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

## 奨励金の額

事業内容	奨励金の額
<b>事業所の新設または増設</b>	新・増設に伴い取得した <b>土地、家屋</b> にかかる <b>固定資産税・都市計画税</b> に相当する額を <b>3年間</b> 交付。
<b>償却資産の取得</b>	取得した <b>償却資産</b> にかかる <b>固定資産税</b> に相当する額を <b>1年間</b> 交付。

※どちらも限度額はありません。

手続きの流れは裏面をご覧ください

## 手続きの流れ

○各種申請書類は、江南市のホームページからダウンロードできます。

### 【認定申請書】の提出

○実施する事業の内容が決まった日から、**事業完了日の翌年の1月末までの間**に提出して下さい。

**認定申請書の提出は  
事業完了後でもOKです！**

#### 【添付書類】

- ・法人登記事項証明書又は住民票の写し
- ・事業所の配置図
- ・償却資産リスト など

○市で申請内容を審査のうえ認定の可否を決定し、結果を通知します。

### 事業の実施

○対象となる事業(事業所の新設または増設、償却資産の取得)を実施してください。

※「事業所の新設または増設」についての留意点  
…進捗に応じて下記の書類を提出してください。

工事着手時…工事着手届  
工事完了時…工事完了届  
操業開始時…操業開始届



※事業完了日が令和7年1月2日以降となった場合は、奨励金の交付は令和8年度となります。

### 【交付申請書】の提出

○交付対象となる土地、家屋、償却資産にかかる固定資産税と都市計画税を完納してから**60日以内**に提出して下さい。

#### 【添付書類】

- ・交付対象となる固定資産税及び都市計画税を証明する書類

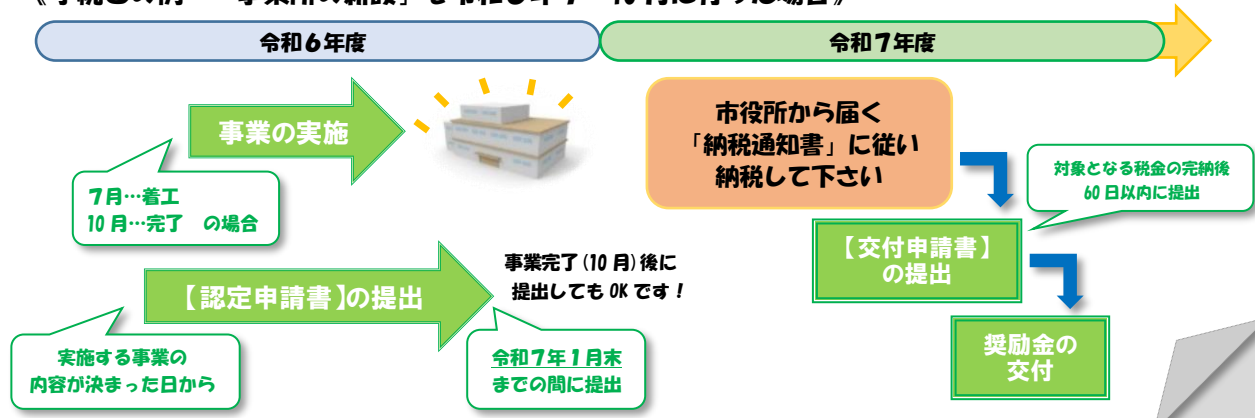
○市で申請内容を審査し、交付を決定しましたら【交付決定通知書】により通知します。

### 奨励金の交付

○【交付決定通知書】を受け取りましたら、【請求書】を提出してください。

○指定された口座に奨励金を振り込みます。

#### 《手続きの例：「事業所の新設」を令和6年7～10月に行った場合》



江南市役所 企業誘致推進課 企業誘致グループ

TEL:0587-54-1111(内線 475) FAX:0587-56-5516

ホームページ <https://www.city.konan.lg.jp>